



## <研究ノート>第42 回世界遺産委員会からみる世界遺産条約履行上の問題点の分析

著者	箆島 大悟, 伊藤 文彦
雑誌名	世界遺産学研究
巻	6
ページ	1-18
発行年	2019-03
URL	<a href="http://doi.org/10.15068/00156119">http://doi.org/10.15068/00156119</a>

## 第 42 回世界遺産委員会からみる世界遺産条約履行上の問題点の分析

箄島大悟<sup>1)</sup> 伊藤文彦<sup>2)</sup>

所属 1) 筑波大学大学院人間総合科学研究科世界文化遺産学専攻

2) 筑波大学大学院人間総合科学研究科世界文化遺産学専攻

Analysis of the problems of the implementation of the World Heritage Convention  
from an observation of the 42nd session World Heritage CommitteeDaigo OSAJIMA<sup>1)</sup>, Fumihiko ITO<sup>2)</sup>

1) World Cultural Heritage Studies, Graduate School of Comprehensive Human Sciences, University of Tsukuba

2) World Cultural Heritage Studies, Graduate School of Comprehensive Human Sciences, University of Tsukuba

和文要旨：本稿は、第 42 回世界遺産委員会マナマ会合を事例にして、世界遺産条約履行上の問題点の分析を試みた。シャフリサブス及びアハサーオアシスの事例からは、今後の登録抹消の回避及び逆転登録の先例として参照される危険性が示唆された。また、ナウンブルクの事例からは、ICOMOS の一貫性のない態度が逆転登録を招いたことが明らかになった。今後、委員会には後の影響に配慮した決議、諮問機関には資産の評価に対する一貫性が求められる。

キーワード 世界遺産条約 世界遺産委員会 諮問機関の勧告 保全状況報告 登録審査

Abstract: In this paper, we attempted to analyze the problems on the implementation of the current World Heritage Convention, taking as an example the discussion that attracted attention at the 42nd session World Heritage Committee. From the case of the avoidance of deletion from the World Heritage List of "Shahrisabz" and the case of the inscription ignoring the recommendation of the advisory body to "Al-Ahsa Oasis", it has revealed that there is a danger to be referred to as the next new precedent. In addition, from the case of the inscription ignoring the recommendation of the advisory body to "Naumburg", the nomination was inscribed as a result of the dissatisfaction due to the inconsistent attitudes of ICOMOS were made with controversy of parties dissatisfied. From the above, it was revealed that the committee need to adopt resolutions that took into consideration the subsequent impacts, and that advisory organizations need a consistency in the evaluation of nominations.

Keywords: World Heritage Convention, World Heritage Committee, Recommendation of the Advisory Body, SOC Report, Evaluation of Nominations

## 1. はじめに

1972年に成立した世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約(以下、世界遺産条約)は2018年10月現在、締約国193か国、世界遺産の総数は1092件(文化遺産845件、自然遺産209件、複合遺産38件)である。世界遺産条約を履行するために組織された政府間委員会である世界遺産委員会は、年に一度会合を開き、世界遺産リストに記載された資産の保全状況審査及び世界遺産リスト及び危機遺産リストの更新などを行っている。

第42回世界遺産委員会会合(2018年6月24日～7月4日開催、以下、マナマ会合)は、バーレーン王国の首都マナマ市内のリッツカールトンホテル特設会場にて開催された。議長は開催国であるバーレーンのSheikhs Haya Rashed Al Khalifa氏が務め、副議長国は地域区分ごとにそれぞれアゼルバイジャン、ブラジル、中国、スペイン、ジンバブエが務めた。書記はハンガリーのAnna E. Zeichner氏が担当した。この6か国に加え、委員国はアンゴラ、オーストラリア、ボスニアヘルツェゴビナ、ブルキナファソ、キューバ、グアテマラ、インドネシア、クウェート、キルギス、ノルウェー、セントクリストファーネイビス、チュニジア、ウガンダ、タンザニアの21か国で構成された。

マナマ会合における保全状況報告の議題の議論では、諮問機関によって登録抹消の勧告が出されたシャフリサブス歴史地区(以下、『シャフリサブス』)の登録抹消の回避、ラホール城塞とシャーラマール庭園(以下、『シャーラマール庭園』)の危機遺産リスト記載回避、今回危機遺産リストに記載されたトゥルカナ湖沼群(以下、『トゥルカナ湖』)の周辺の資産(『オモ川下流域』、『ラム旧市街』)で行われている開発が『トゥルカナ湖』に影響を及ぼすかという三点の議案が特に注目された。

世界遺産リスト新規登録審査の議題では、サウジアラビアの進化する文化的景観アハサーオアシス(以下、『アハサーオアシス』)及びドイツのナウンブルク大聖堂(以下、『ナウンブルク』)の不登録勧告からの「逆転登録」、イタリアのプロセッコ・ディ・コネリアーノ・ヴァルドッピアードネの丘(以下、「プロセッコ」)の不登録評価からの「逆転登録」の失敗、さらにフランスとベルギーの共同推薦である第一次大戦の埋葬地及び記念碑(以下、「第一次大戦の記念碑」)における審議が特に注目された。

本稿はマナマ会合で示されたこれらの案件について論じ、過去の世界遺産委員会会合の議論や世界遺産条約の履行のための作業指針(以下、作業指針)を参照しつつ、保全状況報告と新規登録案件の議題における諮問機関の報告ないし評価、そして諮問機関に対する委員国の発言内容ないし反応を検証し、各案件の審議における議論を分析する。

## 2. 保全状況報告の審議

### 2-1. シャフリサブス歴史地区における登録抹消の回避

#### 諮問機関の評価

2014年2月、ウズベキスタン当局は、“Site Programme for Complex Measures for Development and Reconstruction of Shakhrisyabz City(2014-2016)”を採択した。この『シャフリサブス<sup>1</sup>』における都市計画は、都市景観や歴史的記念物の保全と再建を目指すと同時に、輸送やインフラ、観光のキャパシティ、住

<sup>1</sup> シャフリサブス歴史地区は、ウズベキスタンの首都サマルカンドから南方約80kmのカシュカダリア州にある歴史地区である。シャフリサブスは、「緑の町」を意味するティムール朝第二の都市として知られ、2000年に世界文化遺産(登録基準iii, iv)に登録された。

宅供給の向上を目指すものである。この計画に対し、ICOMOS（国際記念物遺跡会議<sup>2</sup>）は、ウズベキスタン当局が関係機関との対話を行わずに本計画を採択し、大規模な計画を実行したことをうけて、OUVに重大な影響を与えたと評価した。イスタンブール会合（2016年）において、当該資産は過度の観光開発を理由に危機遺産リストに記載された。今回のICOMOSの報告では、『シャフリサブス』の世界遺産領域内の観光開発によって回復不可能なほど OUV が喪失したとして、世界遺産リストから登録抹消という勧告を出した。

### 委員国の発言内容

『シャフリサブス』の議事が開かれると、アゼルバイジャン代表が、「ICOMOS が報告したように違法な開発があったことは認める」が、開発によって OUV が喪失した範囲は「資産全体の 10%」にすぎず、「旧市街と新市街の分離壁を建てるなど、OUV への負の影響を低減する新たな管理計画を作成」しており、回復しがたいダメージではないと反対意見を表明した。また、アゼルバイジャン代表は開発によって「ローカルコミュニティに活力」が生まれたので、世界遺産リストからの抹消を急ぐべきではないと発言し、登録抹消ではなく危機遺産リストへの記載を維持するべきであるという修正案を提示した。次いで、中国代表は「この条約の目的は締約国を支援し、遺産を保全すること」にあるので、保全のための活動を「単純に否定するのではなく、セカンドチャンス、サードチャンスを与えることが必要である」と発言し、アゼルバイジャンの修正案に賛成した。オーストラリア代表とノルウェー代表は ICOMOS の勧告を支持したが、他の委員国はアゼルバイジャンの修正案に賛成した。議長がウズベキスタン代表に発言の機会を与えると、ウズベキスタン代表はこの危機に対する施策を列挙し、それらの施策を実施すると発言した。アゼルバイジャン代表の修正案の賛成国が多数派を占め、修正案が可決されそうになったところで、ノルウェー代表がワーキンググループの作成を提案した。このワーキンググループが意見をまとめるという提案し、修正案を提示することで、その場の議論を収めた。翌日、ワーキンググループによる修正案が提示され、締約国が 2019 年 2 月 1 日までに改めて SOC レポートを世界遺産センターに提出し、第 43 回世界遺産委員会会合（2019 年）で再び審議されることが決定した。

### OUV をパーセンテージで示すことの問題点

『シャフリサブス』の議論の論点は OUV の喪失の解釈についてである。ICOMOS とアゼルバイジャン案の賛成国の意見をまとめると次のようになる（表 1）。

表 1 ICOMOS と委員国における『シャフリサブス』の OUV 喪失に関する解釈の相違

	ICOMOS の評価	アゼルバイジャン案賛成国の主張
喪失した OUV の解釈	回復不可能なほどの喪失	OUV の 10% のみ喪失
勧告	登録抹消	危機遺産リストの記載を維持

ICOMOS は、開発によって歴史地区内の OUV が回復できないほどに喪失してしまったと解釈している。一方で、アゼルバイジャン案に賛成した多くの委員国は、開発によって喪失した OUV は歴史地区内の「10%

<sup>2</sup> 世界遺産条約では主に、文化遺産の登録審査を行う諮問機関として位置づけられている。

のみ<sup>3</sup>」であるとして ICOMOS の勧告に反対した。確かに、作業指針には世界遺産の範囲内で OUV のどのくらいの割合が喪失すれば、世界遺産リストから抹消されるかという点については定められていない。この『シャフリサブス』の事例は再び会合で議論される予定であるが、この事例が容認され、危機遺産リストから脱することになれば、シャフリサブスで行われている開発による影響が「10%以下」という数値で判断されることになり、今回の議論でそれが今後の前例となることが危惧される。したがって、OUV のように数量化できない対象を、パーセンテージで表現することに問題があり（この場合は 10%）、今後の議論において意味のないパーセンテージの数字に拘泥する議論の応酬が始まるのが危惧される。

## 2-2. 『シャーラマール庭園』の危機遺産リスト記載の回避

### 諮問機関の評価

パキスタンの『シャーラマール庭園<sup>4</sup>』は、庭園の周辺の外壁の劣化や道路拡張による給水設備の破壊の懸念から 2000 年以降危機遺産リストに記載されていたが、2012 年に危機遺産リストから脱した。今回議題に上がったのは、『シャーラマール庭園』の南正面にオレンジラインメトロの高架橋建設が行われた件についてである。世界遺産センターは、「この計画は 2007 年ごろから立案されていたにもかかわらず、危機遺産リストに記載されていた 2012 年のリアクティブモニタリングミッションにおいては、締約国はこの計画を知らせていなかった」と報告した。2015 年 10 月、世界遺産センターは、この計画の詳細についての情報を要求したが、締約国は、作業指針 172 項<sup>5</sup>に基づいて報告する義務があったにもかかわらず、計画の詳細を報告しなかった。2016 年 4 月、遺産影響評価（Heritage Impact Assessment, 以下 HIA）などが行われずに計画が実行された。ICOMOS は、「オレンジラインメトロにより資産への視覚的な影響が顕著であり、OUV（特に登録基準 i）に疑いなくダメージを与えている」と言及し、危機遺産リストへの記載を勧告した。

### 委員国の発言内容

これらの報告に対し、アゼルバイジャン代表は、「影響を低減する施策は設置済み」であり、これは「保護と持続可能な開発のバランスの問題」であるとしてパキスタン側を擁護する発言をし、危機遺産記載勧告の記述を削除した修正案を提示した。オレンジラインメトロの高架橋建設について、パキスタン代表は、「最高裁の許可」を得た正統性を持つもので、「最小限の視覚的影響」しかなく「完全性と真正性」及び「OUV に影響はない」と発言した。ノルウェー代表など修正案に反対する委員国も見られたが、アゼルバイジャン修正案を支持する委員国が過半数を超えたことで修正案は採択された。

### 保護と開発の問題

ここで問題となっているのは、保護と開発のバランスである。危機の特定が容易である紛争やテロによ

<sup>3</sup> この 10% という数字は歴史地区内の面積を指していると考えられる。

<sup>4</sup> ラホール城塞とシャーラマール庭園は、パキスタン北東部のパンジャブ州に位置する世界文化遺産である（1981 年登録、登録基準 i, ii, iii）。

<sup>5</sup> 世界遺産委員会は、条約締約国が、資産の顕著な普遍的価値に影響する可能性のある大規模な復元又は新規工事を、条約の下に保護されている地域において実施する場合若しくは許可しようとする場合は、その旨を事務局を通じて委員会に通知するように要請する。資産の顕著な普遍的価値の十分な保存を担保するための適切な解決策の検討について委員会が支援を行うことが可能となるように、できるだけ早い段階で（例えば、具体的な事業の基本（計画、設計）書を起草する前に）、また、変更不可能な決定を行う前の段階で、通知することが求められる。（文化遺産オンライン）

る人災被害の危機とは異なって、開発による危機はその危機の度合いを特定することが困難である。まず、条約の作業指針では保護と開発の適切なバランスとはどのようなものかについては特に定義されていない<sup>6</sup>。ICOMOS が言及した HIA についても、締約国の実行義務は定められていない<sup>7</sup>。すなわち、条約の履行上、保護と開発のバランスについては曖昧なままである。この事例は、定義の曖昧さが、諮問機関（専門家）と締約国の間の保護と開発のバランスについての見解の相違を顕著に示したものである。したがって、HIA など影響評価を作業指針に追加するか、保護と開発の適切なバランスを示す指標の明確化が求められる。

### 2-3. 『トゥルカナ湖』に関係した資産の議論

『トゥルカナ湖』は今回唯一危機遺産リストに記載された資産である。しかし、遺産保有国であるケニアで危機の原因が生じたのではなかった。原因となったのは、エチオピア領のオモ川上流部に建設された Gilgel Gibe III dam の建設であった。エチオピアのオモ川とケニアの『トゥルカナ湖』の水流は繋がっており、オモ川の水は最終的に『トゥルカナ湖』にたどり着く。このダムによって『トゥルカナ湖』に水位の低下が生じ、周囲の生態系を悪化させた。加えて、オモ川周辺において KSDP (Kuraz Sugar Development Project) による灌漑開発計画も進行中で農薬の流入など生態系の破壊が懸念されることから危機遺産リストへの記載が決議された。『トゥルカナ湖』の案件はそれで収束した。しかし、危機遺産リストへの記載勧告は出ていない『オモ川下流域』とケニアの『ラム旧市街』の議題の際に再び『トゥルカナ湖』の名前が出てくることになった。

#### 諮問機関の勧告

まず、『トゥルカナ湖』と繋がっている『オモ川下流域』は、ICOMOS は KSDP による『オモ川下流域』と『トゥルカナ湖』の両方への SEA (Strategic Environment Assessment) の結果を提示することをエチオピアに求めた(UNESCO 2018)。

また、同じ締約国内であるが『ラム旧市街』では、ICOMOS は、首都から地方までの交通網を広げるインフラ整備計画である LAPSSET (Lamu Port-South Sudan-Ethiopia-Transport Corridor project) による影響について、『トゥルカナ湖』にまで言及して懸念を表明している。ICOMOS は、「このインフラ整備計画は『ラム旧市街』と『トゥルカナ湖』の周辺に及ぶものの、両資産には直接影響がないということは理解している。しかし間接的な影響として、石炭発電所からの大気汚染や追加の開発などが懸念される (UNESCO 2018)」と指摘した。

#### 委員国の発言内容

『オモ川下流域』の議事の際にハンガリー代表は「オモ川とトゥルカナ湖はトランスバウンダリーサイトではない」ので、一緒に審議すべきではないと発言した。そして、ICOMOS の報告書に基づいた決議案のパラグラフ内に記述されている「『トゥルカナ湖』」という語は削除するように修正案を提示した。議長が当該国エチオピアに発言の機会を与え、エチオピア代表は、KSDP 開発計画の場所からサイト（『トゥル

<sup>6</sup> 持続な開発との関連性には多少の言及があるが、持続可能な開発の具体的な記述は存在していない。

作業指針第 6 項 1972 年に条約が採択された後、国際社会は「持続可能な開発」という概念を採択した。自然遺産及び文化遺産を保護、保全することは、持続可能な開発に大いに資するものである。(文化遺産オンライン)

<sup>7</sup> 条約の履行上、HIA を行う規則はないが 2011 年に ICOMOS は HIA についての報告書を出している (ICOMOS 2010)。

カナ湖』は12kmから32km離れており、プロジェクトは当初の計画よりも半分になっている、と開発計画の正当性を主張した。一方で、ノルウェー代表は『オモ川下流域』と『トゥルカナ湖』は繋がっていることを強調したが、『トゥルカナ湖』に関する記述は削除された。

『ラム旧市街』の議事の際には、タンザニア代表がLAPPSETの開発計画における影響と『トゥルカナ湖』は関係がないと主張した。そして、ICOMOSの報告書に基づいた決議案の『トゥルカナ湖』に関する記述の削除する修正案を出し、その修正案が採択された。

### 危機遺産リストとマイナスイメージの問題

オモ川の水流が『トゥルカナ湖』と繋がっていることは明白であり、『トゥルカナ湖』の危機の原因の一つであるKSDPによる開発が『トゥルカナ湖』に影響を与えたことも事実である。また、締約国はKSDPだけでなく、LAPPSETによる影響についてもその有無を提示する必要がある。しかし、『トゥルカナ湖』と影響関係を共有する隣接のサイト（『オモ川下流域』と『ラム旧市街』）の審議において、『トゥルカナ湖』に関する記述は、審議の結果削除された。危機遺産リストは「本来、危険にさらされた世界遺産を国際協力によって保全回復するための優先順位と必要な費用を明らかにしたリスト」で、罰則などという意味合いを持っていない（吉田2012:225）。しかし、「世界遺産リストが名誉として脚光を浴びる一方で、危機遺産リストは不名誉なリストとして、回避される傾向にある」（吉田2012:225）。例えば、今回のマナマ会合の議論では、ICOMOSによって2015年の地震の被害を受けた『カトマンズの谷』は三度目の危機遺産入りを勧告されたが、委員国は「すでに国際協力は動員されている」もしくは「人災と自然災害による被害は異なる」とし、危機遺産リストへの記載によって『カトマンズの谷』における「観光業に影響が出ないように配慮」し、危機遺産リストの記載を回避している。『カトマンズの谷』の事例は、「不名誉なリスト」としての危機遺産リスト入りを回避しようとしていることが明らかな事例である。一方、『オモ川下流域』と『ラム旧市街』の事例は危機遺産リスト入り回避の事例ではない。これは、一つは『トゥルカナ湖』と繋がっている『オモ川下流域』を所有するエチオピアに対しすでに危機遺産リスト入りしている『トゥルカナ湖』からのマイナスイメージの波及効果、もう一つは自国が行う『トゥルカナ湖』周辺の開発計画であるLAPPSETが『トゥルカナ湖』へ悪影響を与える可能性があるという、当該開発計画が被るマイナスイメージの波及効果を回避する行動である。このように締約国は、危機遺産リストのマイナスイメージを危機遺産リストそのもの、及び危機遺産リストに記載されている資産にのみ被るものと考えているのではなく、①当該危機遺産に（対する開発などの行為に）関係もしくは関与する遺産、②当該危機遺産の周辺における開発などの行為、もマイナスイメージを被ると考えている。したがって、危機遺産のマイナスイメージが持つ問題はより複雑化しつつあると考えられる。

### 3. 新規登録審査の議題に関する分析

登録審査における諮問機関の評価は、「登録(inscription)」「情報照会 refer、以下 R」「登録延期 (defer、以下 D)」「不登録 (not to be inscribed、以下 N)」の四段階の勧告に分かれている。マナマ会合における新規登録の審査案件は計27件であった。この内19件（内訳は文化遺産13件、自然遺産3件、複合遺産3件）が新たに世界遺産リストに登録され、1件が議論の延期となった。

近年、諮問機関の勧告を委員会会合で覆し、登録を決定するという「逆転登録」の問題が指摘されてい

る(箴島 2017)が、今年は8件の資産が「逆転登録」によって登録が決定した。その8件のうちR勧告からの登録が4件、D勧告からの登録が1件、N勧告からの登録が2件という結果になった。なお、委員会会合において、通常の登録審査で審査された案件が、N勧告から「逆転登録」された事例は今回が初めてであった。以下、N勧告から逆転登録された『アハサーオアシス』と『ナウンブルク』、そしてN勧告からの「逆転登録」が失敗した「プロセッコ」の事例、また「逆転登録」の事例ではないが、議論の延期が決議された「第一次世界大戦の記念碑」の事例について、ICOMOSの評価、委員国の発言内容ないし反応を検証し、分析を行うものとする。

### 3-1. 不登録勧告からの「逆転登録」 - 『アハサーオアシス』の事例

#### 諮問機関の評価

『アハサーオアシス』は、サウジアラビア東部州で最大にして、世界で最も有名なオアシスの一つである。『アハサーオアシス』は、古来より天然水が湧き出ることから特にナツメヤシの栽培など農業が盛んな地域であった。サウジアラビアは、当該資産が有史以前から現在までこの地域による持続可能な水源の利用方法とそれに伴った景観の進化の過程が顕著な文化的景観であることを理由に推薦した。ICOMOSの評価では、『アハサーオアシス』についてマグリブ地域のオアシスが世界遺産リストに代表されていないことに理解を示しつつも、「1960年代の急激な発展は、当該地域の農業コミュニティが中心となって生じたものではないこと」、「水路については、大部分は直線として残っているが、当該地域の伝統的な慣習の大部分が含まれていないこと」、「慣習を維持する支援により文化的景観には現代的な介入が行われており、その慣習以外は廃れてしまっている」ことなどを理由として挙げ、もはや持続可能な方法で社会集団を支えるナツメヤシを栽培する技術的・社会的な水の管理は存在していないとしてNの評価を下した。

#### 委員国の発言内容

クウェート代表は、ICOMOSが否定的な見解を示したことに對し、「登録の手続きの尊厳を侵したくないが」と前置きをしつつ、「多くの国は、厳しい気候や大規模な砂漠を直接経験していないために、オアシスの価値を理解していない」として反対意見を述べた。さらに、「サウジアラビアの王族は50年前にオアシス周辺のオイルインフラの整備を禁じた」が、それは「何千年もの間、水、シェルターや生命を、古くから現在までキャラバンやオアシスを通過する人々に与えてきたから」であり、サウジアラビアはこれまで「オアシスの尊厳を維持するために努力と時間を費やしてきた」と発言した。さらに、クウェート代表は、アラビア諸国以外の国にとってオアシスは馴染みの深い景観でないことを承知しつつも、「確実にこれはOUVを持つものである」として『アハサーオアシス』の登録の修正案を提示した。ブルキナファソ、バーレーン、中国、ウガンダ、チュニジア、キューバ、アゼルバイジャン、ブラジル、グアテマラ、インドネシアなど多くの委員国が賛成した。また、オーストラリア代表は「グローバル・ストラテジーの観点から登録すべきである」とし、「推薦書、評価書、追加情報を精査し、灌漑や水の利用についてOUVがみられることを確認した」と他の国に同調した。しかし、「これは登録延期にして、締約国がICOMOSに助言を求めるのが最善である」と、即時登録については支持できないとし反対意見を述べた。しかし、修正案に対する賛成国が過半数に達したため、クウェート代表の修正案が採択された。

#### 不登録勧告からの「逆転登録」が示唆する問題

2000年以降、諮問機関の勧告を締約国がロビーイングにより政治的に「逆転登録」を行うという事例が急増した(Lymm 2011, 2013)。「逆転登録」された資産は、グローバル・ストラテジーに関連する資産が多く、グローバル・ストラテジーの方針を盾にとり、委員国はR勧告以下の資産を登録の修正案を採択する。これを筆者は、締約国におけるグローバル・ストラテジーへの「表面的追従」と分析した(箴島 2017)。しかし、これまで「表面的追従」によって「逆転登録」された資産はRやD勧告の資産であり、N評価からの「逆転登録」はこれまで委員会会合にて行われた議論において、2014年に「不登録扱い<sup>8)</sup>」の資産のオリーブとワインの地パレスチナ - エルサレム地方南部バティールの文化的景観(以下、バティール)が1件行われたのみであった。

『バティール』は、エルサレムから南西約7km、ナブルスとヘブロンの間接地帯に位置している。その周辺において、イスラエルの分離壁建設による景観破壊が懸念されたことで、パレスチナが緊急登録推薦で推薦した資産である。この資産の評価に対し、ICOMOSは、①分離壁の計画は進んでいない、②負の視覚的影響の可能性があること、③委員会の決定は、イスラエルが資産の保護のために分離壁建設の停止を義務づけることはできないために効果がない、という理由で緊急登録推薦に値しないと評価した。またOUVについては、オリーブとワインの畑は地中海地方のどこにでもあって、当該資産にOUVはないとして、ICOMOSはN評価を下した。このとき、レバノン代表は、『バティール』のOUVは、「地中海の文化的景観は理解されていない」反論して、過去の委員会「地中海の二つの資産<sup>9)</sup>が委員会によって世界遺産に登録されている」と過去の事例を参照し、「その決定と一貫性を持たせ」、登録させることが適当であると発言した(UNESCO 2014:124)。イスラエルとパレスチナ両国間の政治的な問題が絡む案件であったこともあり、ドイツ代表が秘密投票を発議することで登録の可否を判断することになった。投票結果は、賛成多数(有効得票数14、賛成11、反対3)で『バティール』は「逆転登録」された。『バティール』は、ICOMOSによって「不登録扱い」と勧告された資産が委員会会合で「逆転登録」された最初の事例である。この決定に対して、イスラエルは、委員会は手続きや作業指針、ICOMOSの高度に専門的で独特な作業を無視し、信頼性に傷をつけたと発言した(UNESCO 2014:126)。マナマ会合でN勧告の「逆転登録」が2件も出たという点で、このイスラエルの主張は正しかったといえる。今回、委員国は登録に際し、「手続きの尊厳を侵してしまうが」と前置きをしつつ「逆転登録」を肯定したが、N勧告の資産が「逆転登録」される可能性はすでに高まっていたと考えられる。

『バティール』の事例は緊急登録推薦であったが、今回『逆転登録』された2件は通常の登録推薦であったという点で『バティール』とは異なっている。あるいは、グローバル・ストラテジーの観点からは十分にOUVを保持しているという意見も考慮に値する。しかし、作業指針第61項(c)ii)によれば、優位性が保持できるのは世界遺産の数が3件以下の国までとあり、サウジアラビアはこれまで4件<sup>10)</sup>の世界遺産を有しているためこの観点からの優位性は高くないと考えられる。

「オアシス」という世界遺産リストに代表されていない種別による優位性については、ICOMOSは「オ

<sup>8)</sup> 正確には、N勧告ではなく、「登録に値しないと考えている」という評価であった。

<sup>9)</sup> 「逆転登録」された地中海地域の文化的景観はおそらく『コースとセヴェンヌの地中海農牧業の文化的景観(フランス)』と『トラムンタナ山脈の文化的景観(スペイン)』が該当するが、しかし、両国とも十分に代表されている国なので参照する先例としてはふさわしいとはいえないだろう。

<sup>10)</sup> ちなみにサウジアラビアがこれまで登録した過去4件の世界遺産はすべて「逆転登録」である(箴島 2017)。

アシス」という種別の世界遺産は世界遺産リストに代表されていないことを認識していたので、この観点では優位性は認められると考えられる。しかし、仮に OUV が認められたとしても、管理計画の不備も N 勧告のレベルで指摘されているため、作業指針第 78 項<sup>11</sup>から登録には値しないと考えられる。加えて、オーストラリア代表が発言したように、再評価ではなく新規登録推薦であるため D 評価で決議し、諮問機関の助言に従いながら保全管理状況を向上させたいと、再審査を経て登録を行うことが通例である。また、登録審査の評価の段階で保全管理状況に問題があるのであれば、SOC レポートで危機遺産入りの勧告を出される可能性があるため、長期的に見ても世界遺産条約の信頼性を損なうものとなると考えられる。さらに、「不登録扱い（パティール）」から「N 勧告（『アハサーオアシス』）」からの「逆転登録」の事例が新たに誕生し、N 勧告からの「逆転登録」の敷居が下がったことで、『アハサーオアシス』の事例は、翌年以降の N 勧告を受けた資産の「逆転登録」の先例として参照され、N 勧告からの「逆転登録」を肯定する根拠となることが考えられる。

### 3-2.不登録勧告からの「逆転登録」- 『ナウンブルク』の事例

#### 諮問機関の評価

ドイツの『ナウンブルク<sup>12</sup>』はこれまで過去二度の登録審査を受けている。まず、この資産は 20 年以上前に単体の記念物として暫定リストに記載されたが、ドイツは 2005 年に ICOMOS から文化的景観で推薦する方がよいという助言を受け、2015 年のボン会合にて文化的景観として推薦した。しかし、このとき ICOMOS は、文化的景観としての OUV が不十分であること、加えて保護管理状態が良くないということで N 評価を下した。この年のボン会合では、文化的景観よりも大聖堂単体の価値に焦点を当てるように求める委員国も多く、D の決議となった。ドイツは 2017 年に再び文化的景観として推薦書を提出したが、ICOMOS は、保護管理に関しての向上はみられたが、追加情報で OUV を証明することが出来なかったとして再び N の評価を下した。その年の第 41 回世界遺産委員会クラクフ会合（以下、クラクフ会合）では、委員国は、資産の範囲を文化的景観ではなく大聖堂に焦点を当てること、などを求めて R で決議された。

今回の ICOMOS の評価では、この時代そして地域・文化的文脈から宗教建築としてはすでに世界遺産リストには十分に代表されており、グローバル・ストラテジーの観点からも登録はふさわしくないという理由に加え、締約国によって提案された OUV は芸術作品に焦点が置かれており、芸術的要素のみでは評価ができないという理由で三度目の N の勧告を下した。

#### 委員国の発言内容

三度目の N 勧告を出した ICOMOS に対して、不満を持った多くの委員国は次の二点についての説明を求めた。①クラクフ会合で OUV の可能性があるとして委員会が R の決議をした資産を、ICOMOS がなぜ再び審査し N 評価を下したのかという点、②OUV としての芸術的要素の評価の妥当性、の二点である。

まず①について、クラクフ会合で OUV が認められるとして R と決議した資産を、なぜ ICOMOS は再

<sup>11</sup> 顕著な普遍的価値を有するとみなされるには、当該資産が完全性及び/又は真正性の条件についても満している必要がある。又、確実に保護を担保する適切な保護管理体制がなければならない。(文化遺産オンライン)

<sup>12</sup> 『ナウンブルク』はドイツのナウンブルク・アン・デア・ザール北西部ある大聖堂である。『ナウンブルク』は教会の彫刻の美しさでよく知られ、特にウタとエッケハルトの像が有名である。

審査し N の評価を下したのかという点である。この委員国側の質問に対し、ICOMOS と世界遺産センターは、作業指針第 159 項<sup>13</sup>によれば、R の資産はその時点ではまだ OUV を有していないという説明をした。また、発言を求められたユネスコの法律顧問は、条約第 11 条 2 項<sup>14</sup> 及び第 13 条 8 項<sup>15</sup>から委員国の三分の二の賛成票が得られた瞬間に当該資産が OUV を持つものと考えられるとし、R や D で OUV が認められるのであれば、条約や作業指針などの規定が完全に覆ってしまうと説明した。

②について、そもそも世界遺産条約の対象は不動産であり、彫刻のような動産は保護の対象としないとされている<sup>16</sup>。ICOMOS は、当該資産は登録基準 i、登録基準 ii、登録基準 iii で推薦されているが、登録基準 i はかつて「芸術的価値」という語が 95 年に削除されていることから芸術的要素を評価に対象にできないと評価した。それに対し、登録勧告の修正案を提示したセントクリストファーネイビス代表は「教会と同じ石から作成されており、彫刻はそこから動かすことはできない」ので、これらの芸術作品は実質的には不動産であるとし、登録の修正案を提示した<sup>17</sup>。委員国の中にはノルウェー代表のようにグローバル・ストラテジーの観点から登録すべきではないと主張する国もみられたが、多くの委員国はセントクリストファーネイビス代表の修正案に賛成した。さらに、ブラジル代表はグローバル・ストラテジーの観点から芸術的要素をどのように統合するかを考慮するための専門会議の開催を提案し、委員会の議題 Item12A に新たに追加して議論するものとして、修正案が採択された。

#### 締約国のグローバル・ストラテジーへの「表面的追従」失敗による「逆転登録」

『ナウンブルク』は、①新規登録推薦ではなく三度目の審査であり、②ドイツがすでに十分に世界遺産リストに代表されている国である、という二点において『アハサーオアシス』とは性質が異なる事例である。『ナウンブルク』の過去二度の審査では、締約国による OUV は評価されなかったが、審査の度に保全管理状態は向上し、保全管理状態の問題は解決していた。一方、ドイツは十分に世界遺産リストに代表されている国であることから、グローバル・ストラテジーによる優位性を保持していないため、OUV が実証されていることも重ねてクリアする必要があった。したがって、「芸術作品の世界遺産リストの統合のための専門家会議」で芸術作品を含めた OUV の評価を求める策の提示は合理的な判断であったといえる。しかし、そもそも世界遺産条約では、現行のクライテリアで OUV を特定できない資産が推薦され、審議の結果、当該推薦資産が登録の可能性が考えられる場合、テーマ研究が行われたのちに、必要ならばクライテリアの改定や新カテゴリーが採択されてきたという経緯がある。

<sup>13</sup> 委員会が追加情報を求めて締約国に情報照会をする決議をした場合は、次の会合に再提出を行い審査をうけることができる。追加情報の提出は審議を求め年 2 月 1 日までに事務局に対して行わなければならない。事務局は直ちに提出された追加情報を関係する諮問機関に送付し審査を受けなければならない。最初の委員会決議から 3 年以内に再提出が行われない場合は、第 168 段落に示されたスケジュールに従って、新たな登録推薦とみなされる。(文化遺産オンライン)

<sup>14</sup> 同委員会は、1 の規定に従って締約国から提出された目録に基づき、第 1 条及び第 2 条に規定する文化及び自然の遺産を構成する物件であって、同委員会が自己の定めた基準に照らして顕著な普遍的価値を有すると認めるものの一覧表(「世界遺産一覧表」と称する。)を作成し、常時更新し及び公表する。最新の一覧表は、少なくとも 2 年に 1 回配布される。

<sup>15</sup> 同委員会の決定は、出席しかつ投票する委員国の 3 分の 2 以上の多数による議決で行なう。同委員会のいかなる会合においても、過半数の委員国が出席していなければならない。

<sup>16</sup> 作業指針第 48 項 現在不動産の遺産であっても、将来動産となる可能性があるものの登録推薦は検討対象としない。(文化遺産オンライン)

<sup>17</sup> 動産が世界遺産の構成資産となっている世界遺産は少数ながら存在する。例えば、『古都奈良の文化財』の東大寺盧舎那仏は、芸術作品であるが、そこから動かせないものとして不動産扱いとなっている。また、『最後の晩餐』はその壁から動かすことはできないとして不動産扱いとなっている。おそらく、セントクリストファーネイビス代表の発言は、このような先例を参照していると考えられる。

例えば、文化的景観の原型にあたる「田園景観 (rural landscape)」は、1984年の委員会会合で Chabason が提案し、文化と自然の両方の価値を持つ「田園景観」について自然遺産の登録基準 iii<sup>18</sup>に適合する可能性について言及した。しかし、同時に棚田のように極めて調和的で、人の手が加わった景観を特定するには当時の自然遺産の登録基準 iii を拡大しなければならないと指摘した (UNESCO 1984)。これを受けて、委員会は 1985年に特別委員会を組織し、同年の委員会会合で、現在想定されている複合遺産は多かれ少なかれ人の手が加わった自然環境で、本質的に世界文化遺産の価値が自然環境によって高められる資産を含んでいないという主張がなされ、さらなる調査が必要とされた (UNESCO 1985)。そして 1987年には田園景観についての報告書が提出され (UNESCO 1987)、同年イギリスが『湖水地方』を複合遺産として推薦したが、該当する登録基準がないということで登録は見送られた。その後、「田園景観」を世界遺産のカテゴリーに含めるための研究が行われ、1992年に「文化的景観」が新たなカテゴリーとして誕生し、登録基準が改定されている<sup>19</sup>。

この例が示すように、『ナウンブルク』の議題では、テーマ研究と登録の順序が転倒していることがわかる。したがって、これまでの慣例に従えば、テーマ研究を行い、そのカテゴリーについて OUV が特定可能であることが証明されたのちに、必要であればクライテリアの改定や新カテゴリーの採択という手順を経ってから登録を行うことが好ましい事例であったと考えられる。

しかし『ナウンブルク』の事例は、そもそも締約国が ICOMOS の勧告に従い文化的景観で推薦し、かつ保全管理状態を改善させたのにもかかわらず、登録勧告を受けられなかったことで、締約国の不満を引き起こしてしまったことに根本的な原因がある。したがって、『ナウンブルク』の事例は ICOMOS の一貫性のない態度によって、締約国が「表面的追従」に失敗したときに生じる事象を実証した先駆的な事例であると考えられる。

### 3-3. 不登録勧告からの「逆転登録」に失敗した審議 — 「プロセッコ」の事例

#### 諮問機関の評価

イタリアのヴェネト州の「プロセッコ」はスパークリングワインの産地である。ICOMOS の評価では、保全管理は十分であるものの、世界遺産リストに登録されているワイン畑として特に際立った価値は有していないとして N の評価を下した。

#### 委員国の発言内容

ICOMOS の評価に対し、「プロセッコ」には OUV が認められるとして、チュニジア代表が登録の修正案を提示し、多くの委員国も登録を支持する発言をした。しかし、ノルウェー代表はグローバル・ストラテジーの観点から登録は否定されると主張し、オーストラリア代表とスペイン代表もノルウェー代表の意見に賛成した。ここで議長から推薦国のイタリア代表に発言の機会が与えられ、「プロセッコ」における①地形、②土地の配置、③景観の基盤、の三点がワイン畑の景観としてユニークであること、そしてこの地

<sup>18</sup> 84年版作業指針 23(iii)

例えば並外れた自然美や自然と文化的要素の結びつきの領域である最も重要な生態系の傑出した例のように、最高の自然現象、自然の形成、自然の特徴を含んでいること。

<sup>19</sup> 田園景観のカテゴリー追加に関する詳しい記述は以下を参照のこと (Cameron and Rössler 2014: 59-71)。

域の厳しい環境が生んだ技術はオーストラリア、北米、南米などへと伝わったとし、何よりこの資産の価値は「目の前のスライドの写真に表現されている」と主張した。これに対し、ICOMOS 側は比較評価が不明瞭であること、また移民による技術の影響は登録基準 ii で評価するものであると主張し、両者一步も譲らぬ議論となった。そこで、ノルウェー代表が秘密投票の発議を行い、オーストラリア代表が賛成したことで世界遺産委員会手続規則第 41 項<sup>20</sup>に基づいて秘密投票が行われる運びとなった。結果は賛成 12、反対 9 の賛成多数となったが有効得票数の三分の二を満たさなかったため、この修正案は否決された。イタリア代表にとって不測の事態であったためか、イタリア代表が委員国のアンゴラ代表の下に駆け寄り何かを指示したが、議長がすぐにそれに気づきイタリア代表を注意するという場面も見られた。再び D か R かという議論が行われ、R として採択された。

### 「プロセッコ」から見るテーマ研究の重要性

『ナウンブルク』の事例からテーマ研究の重要性を明らかにしたが、「プロセッコ」の事例もワイン畑に関する慎重なテーマ研究が必要な案件であった。まず、未登録の審査案件も含めたワインの畑に関連する世界遺産を表 2 にまとめ、整理した。ワイン畑の世界遺産は、ボルドーワインの産地で有名なフランスの『サン＝テミリオン地域』、ポートワインの産地で有名なポルトガルの『アウト・ドウロワイン生産地域』、世界三大貴腐ワインの産地の一つであるハンガリーの『トカイのワイン産地』、ピコワインの産地であるスペインの『ピコ島』、スイスワインの産地であるスイスの『ラヴォー』、イタリアを代表するワインの産地である『ピエモンテ』、シャンパンの産地で知られるフランスの『シャンパーニュ』、ブルゴーニュワインの産地であるフランスの『クリマ』、というように『バティール』を除いて、その多くがワインのブランドやそのワイン産地である。したがって、過去に『シャンパーニュ』が登録され、シャンパンと双璧を成すプロセッコ(の産地である「プロセッコ」)が N の評価であるならば、イタリアはその評価に不満を呈するのは当然の帰結である。筆者は、“食”における国際的な遺産リストにおけるブランド化は、特に無形文化遺産条約で顕著であることをすでに指摘した<sup>21</sup>。しかし、ブランド化を加速させた原因は他にあると考えられる。

ワイン畑の世界遺産の中で、『トカイのワイン産地』、『バティール』、『クリマ』が「逆転登録」されたが、特に『トカイのワイン産地』の際の登録審査の議論は重要である。ICOMOS は、2002 年の『トカイのワイン産地』の審議の際に、「この登録の目的に非常に同意し、トカイのワイン産地の歴史的・文化的景観は多くの重要な資質を持っている」としたが、「歴史的及び景観的に重要な世界各地のブドウ栽培地帯が多く存在するので、世界のブドウ畑の景観をテーマにした調査が完了する前に、このような勧告をするのはためらいがある」、と D の勧告を出した (UNESCO 2002:93)。しかし、委員国側は、「テーマ研究を行わず 2001 年にポルトガルのワイン畑が登録されているのは不公平である (UNESCO 2002:93)」と主張し、『トカイのワイン産地』は「逆転登録」された。ヨーロッパのワイン畑に関する専門家会議が行われたのは 2001 年であり、『サンテミリオン』と『アウト・ドウロ』はテーマ研究が完了する前に登録された。したがって、

<sup>20</sup> Rule 41. Secret ballot

A decision shall be voted on by secret ballot whenever two or more States members shall so request or if the Chairperson so decides.

<sup>21</sup> 筆者は、「無形文化遺産条約の世界遺産条約化」における食のブランド化を、締約国による価値の「作為的誤謬」と批判したが、これは資産の登録に OUV を必要としない無形文化遺産条約特有の問題である。したがって、資産の登録に OUV が必要条件とされる世界遺産条約では、このような「作為的誤謬」は起こりえない。一方、世界遺産条約の問題は、本稿でも言及した「表面的追従」などの OUV 通減による「世界遺産条約の無形文化遺産条約化」である(箴島 2017)。

ワイン畑におけるブランド化の問題は、ワイン畑を登録することによる後の影響を考慮しないうちに、1999年にワイン畑の世界遺産第一号である『サンテミリオン』を登録したことに起因していると考えられる。このように、「プロセッコ」の事例はテーマ研究の重要性を物語る顕著な事例である。

表2 世界遺産リストに登録された及び登録審査を受けたワイン畑の資産のまとめ

登録年	資産名	締約国名	登録基準
1999	サン＝テミリオン地域	フランス	iii iv
2000	アルト・ドウロワイン生産地域	ポルトガル	iii iv v
2002	トカイのワイン産地の歴史的・文化的景観	ハンガリー	iii v
2002	ライン渓谷中流上部	ドイツ	ii iv v
2004	ピコ島のブドウ畑文化の景観	ポルトガル	iii v
2007	ラヴォー地区の葡萄畑	スイス	iii iv v
2014	ピエモンテのブドウ畑の景観: ランゲ＝ロエーロとモンフェッラート	イタリア	iii v
2014	オリーブとワインの土地バレスチナ - 南エルサレム、バティールの文化的景観	バレスチナ	iv v
2015	シャンパーニュの丘陵、メゾンとカーヴ	フランス	iii iv vi
2015	ブルゴーニュのブドウ畑のクリマ	フランス	iii v
2015	リオハ及びリオハ・アルベサのワインと ブドウ園の文化的景観	スペイン	未登録

以上、N 勧告から「逆転登録」勧告を試みた三つの資産を分析した（表3）。初の登録審査であった『アハサーオアシス』は、OUV の証明と保全管理のどちらも十分に証明できていないという勧告を受けたが、「逆転登録」された。登録の際、オアシスの種別の代表性は考慮される対象となると考えられるが、保全管理の問題を解決していないために、保全管理を向上させてから改めて登録を行うことが好ましい事例であった。

三度目の審査となった『ナウンブルク』は OUV の証明は出来ておらず、国別・種別の代表性も考慮される対象ではなかったが、保全管理については向上していた。しかし、これはそもそも、ICOMOS がこの資産が文化的景観であれば、登録の可能性があると言及したことに原因があった。この事例から締約国のグローバル・ストラテジーへの「表面的追従」に失敗した場合、委員国は N 勧告の資産であるとしても「逆転登録」する可能性があると考えられる。したがって、諮問機関は審査における一貫性を保つことが重要であることが明らかになった。

今回の会合が初の審査であった「プロセッコ」は、OUV の証明は出来ておらず、国別・種別の代表性も考慮される対象ではなかった。しかし、保全管理は十分であるとされていた。イタリアが「プロセッコ」を「逆転登録」をしようとしたが、この背景にはワイン畑の世界遺産のブランド化があった。本稿で過去の

委員会会合の議論を分析したところ、ワイン畑のブランド化を進めた要因は、諮問機関がワイン畑のテーマ研究を完了する前に、委員会がワイン畑の世界遺産リストへの登録を行ったことにあることが明らかになった。

表3 不登録勧告からの「逆転登録」を試みた資産の評価結果と決議まとめ

資産名 (締約国名)	アハサーオアシス (サウジアラビア)	ナウンブルク (ドイツ)	プロセッコ (イタリア)
OUVの証明	×	×	×
保全管理	×	◎	○
審査回数	初	三回目	初
代表性(国)	△	×	×
代表性(種別)	○	×	△
		(芸術的要素は○)	
逆転登録	○	○	×

### 3-4. 第一次世界大戦の埋葬地及び記念碑からみる戦争関連資産の登録に関する問題

#### 諮問機関の評価

この推薦資産は、フランスとベルギーによるトランスナショナルノミネーションであり、第一次世界遺産大戦の戦没者を記念するサイトに関係する資産である。ICOMOSによれば、締約国の推薦書には、この資産は、①戦いで斃れた兵士に対する信仰思想という新たな文化的伝統を反映し（登録基準iii）、②戦いに直接関係する記念に関する多様な文化的感性を反映した新たな建築様式や人工的な景観を生み（登録基準iv）、③埋葬方法に焦点を置いた犠牲者個人のアイデンティティを永久化するという願い、そして国際的地域レベルで記念する制度を通して社会を再結成するという願いを反映（登録基準vi）しているという。しかし、ICOMOSは「締約国が何を記念しようとしているのかを簡単には判断でき」ず、またこの資産は「世界遺産条約の目的と範囲に関連しているのか、また紛争や戦争に関連する資産を記念するというのが適切であるのか」という根本的な問題を提起している」として現在では評価不可能とした。

#### 委員国の反応

委員国はICOMOSの勧告に賛成し、世界遺産委員会手続規則第31項<sup>22</sup>に基づいて議論の延期を決定した。また、負の記憶に関連するサイトについて留保が表明されたこと受け、ICOMOSによる評価が第45回世界遺産委員会会合（2021年）までに実施できるように求める案が採択された。

#### 戦争関連資産の扱いに関する問題

マナマ会合の決議によって、今後世界遺産のブランド化や「逆転登録」の事例は増していくと考えられ

<sup>22</sup> Rule 31. Adjournment of debate

During the discussion of any matter, any State member of the Committee may move the adjournment of the debate on the item under discussion. On moving the adjournment the State member shall indicate whether he moves the adjournment sine die or to a particular time which he shall specify. In addition to the proposer of the motion, one speaker may speak in favour of, and one against, the motion.

る。しかし、『第一次世界大戦の記念碑』の件のように、締約国が登録に関して慎重な案件もあった。それは登録基準viの適用に関わる、いわゆる「負の遺産」と呼ばれる資産である。これらの資産には、例えば『アウシュヴィッツ (ジェノサイド)』や『原爆ドーム (核抑止力)』、そして『ゴレ島 (奴隷貿易)』などが含まれる。戦争関連遺産として世界遺産リストに登録された資産はまだ存在していないが、1976年のモルジュ会合ではICOMOSは登録基準viに適合する資産の例の一つとして、「ナヴァリノ湾 (戦場)」を挙げている。したがって、そもそもICOMOSは歴史的意義を持つ「戦場」を世界遺産に適合するものと考えていた(UNESCO 1976)。1978年から世界遺産の登録が開始されると、戦争に直接関連した案件の登録審査が行われてこなかったこともあり、委員会会合で戦争関連資産の登録の是非について議論されることはほとんどなかった。しかし、2014年にフランスは「ノルマンディー上陸作戦」のサイトをすでに暫定リストに記載済みであり、この回の案件から戦争関連資産の登録審査案件も増加していくことが予想される。戦争関連資産は当事国間の政治的な案件を含むものが多く、専門家や締約国も慎重にならざるを得ない。このように、諮問機関による推薦資産の評価が良くない資産が登録される傾向がみられるものの、登録に慎重な案件も存在していることが明らかになった。

#### 4. 本稿のまとめ

本稿では、マナマ会合の報告とその会議から明らかになった論点を分析してきた。

保全状況報告においては、『シャフリサブス』、『シャーラマール庭園』、そして『トゥルカナ湖』に関連する資産についての議論を分析した。

『シャフリサブス』の登録抹消の回避の事例からは、OUVの喪失をパーセンテージで示すことの問題点について分析した。この事例が認められれば、世界遺産領域内での開発が10%まで容認されるということになりかねず、危機遺産リストに記載されている他の資産への影響が大きいことが明らかになった。したがって、この案件については、他の資産への影響を鑑みて、引き続き慎重に議論する必要がある。

『シャーラマール庭園』の事例からは、諮問機関と委員国の間の保護と開発の適切なバランスの解釈の相違がみられた。この事例から、適切なバランスを示す指標の必要性や開発時のHIAなどの実行の義務化が求められることが明らかになった。

『トゥルカナ湖』に関連した資産の事例からは①当該危機遺産に(対する開発などの行為に)関係もしくは関与する遺産、②当該危機遺産の周辺における開発などの行為、もマイナスイメージを被ると考えている。これにより、危機遺産リストのマイナスイメージの問題は複雑化していることが明らかになった。

登録審査においては、『アハサーオアシス』や『ナウンブルク』、「プロセッコ」というN勧告からの「逆転登録」に関する登録資産の議論、そして「第一次大戦の記念碑」という戦争関連遺産を登録することの是非論に関する議論を分析した。

まず、N勧告からの「逆転登録」の問題は、2014年の『バティール』がN勧告からの「逆転登録」されたことに起因する。『アハサーオアシス』の「逆転登録」は、翌年以降のN勧告の登録推薦の「逆転登録」の先例として参照され、N勧告からの「逆転登録」を肯定する根拠となることが考えられる。今後、諮問機関によってN勧告が出された資産がこの事例を参照しつつ、「逆転登録」される資産が一層増加していくと考えられる。

『ナウンブルク』の事例からは、締約国が「表面的追従」に失敗した場合の事例を検証した。締約国のグローバル・ストラテジーへの「表面的追従」が失敗した場合、締約国はロビーイングによって委員国に政治的な働きかけをし、委員会はN勧告の資産でも登録の修正案を採択する。今後、諮問機関は二度以上N勧告を出した資産の審査案件の議論に注意しなければならない。しかし、今回、登録とテーマ研究の順番が転倒していたことから、諮問機関がテーマ研究を完了させてから登録審査と勧告を行う必要があることが明らかになった。しかし、今回の事例では、そもそも『ナウンブルク』を文化的景観としての登録を推奨した ICOMOS に根本的な原因があり、諮問機関の評価に対する態度の一貫性が重要であることが明らかになった。

「プロセッコ」の事例からは、テーマ研究の重要性を見出した。まず、イタリアによる「プロセッコ」の「逆転登録」への試みはワイン畑のブランド化の背景があった。しかし、ワイン畑のブランド化を引き起こした背景には、『アウト・ドウロ生産地域』の案件の議論の際、諮問機関がワイン畑に関するテーマ研究が完了していないままに登録されたことに起因していた。そののち、『アウト・ドウロワイン』は『トカイのワイン産地』の「逆転登録」の根拠となり、ワインの畑のブランド化によるヨーロッパ諸国の登録推薦の過多が始まった。この分析から、推薦資産が未登録のカテゴリーである場合、諮問機関はブランド化に関わるジャンルであることを事前に精査し、推薦資産への勧告の評価の一貫性を保つ必要があることが明らかになった。

最後に、これまでの議論の分析から締約国が推薦した案件を委員国は擁護する傾向があったが、『第一次世界大戦の埋葬地と記念碑』の事例からは、委員国は登録に関して慎重な案件があることが明らかになった。

本稿で明らかになった問題のなかでも、N勧告からの「逆転登録」と『シャフリサブス』の議論は特に重要である。今後、今回の「逆転登録」が後の新たな先例となってNからの「逆転登録」の事例が増加し、それがまた次の新たな先例となり、先例参照の悪循環が生まれていくということが考えられる。そのようにして登録された資産は、『シャフリサブス』の事例が示したように、のちに諮問機関によって資産のOUVが損なわれていると報告され、この報告に対し、委員国は資産のOUVは損なわれていないと反論する。毎年のように、この喜劇を繰り返していくのである。

## 引用文献

### <論文>

Lynn, M. 2012. The rush to inscribe: Reflections on the 35th Session of the World Heritage Committee, UNESCO Paris, 2011, *Journal of Field Archaeology* Vol.37 No.2. pp.145-151.

Lynn, M. 2013. UNESCO's World Heritage Convention at 40 Challenging the Economic and Political Order of International Heritage Conservation, *Current Anthropology*, Vol. 54, No. 4, pp.483-494.

箆島大悟. 2017. 世界遺産と無形遺産 - 交錯する二つの条約とその問題 - 文化資源学, 第 15 号, pp.49-59.

## &lt;書籍&gt;

Christina, C and Mechtild, R. 2014. Many Voices, One Vision: The Early Years of the World Heritage Convention, Ashgate.

吉田正人. 2012. 世界自然遺産と生物多様性保全, 地人書館.

## &lt;世界遺産委員会関係資料&gt;

ICOMOS. 2010. Guidance on Heritage Impact Assessments for Cultural World Heritage Properties.

UNESCO.1976. Final Report Morge, 19-20 May 1976(cc-76/WS/25). ANNEXIII.

UNESCO. WHC. 1979. Principles and criteria for inclusion of properties on World Heritage List (CC-79/CONF.003/011).

UNESCO. WHC. 1984. Report of the rapporteur (SC.84/CONF.004/09), para.21.

UNESCO. WHC. 1985. Report of the Rapporteur (SC.85/CONF.008/09), para.10.

UNESCO. WHC. 1987. Note on Rural Landscapes and the World Heritage Convention (SC-87/CONF.005/INF.4) .

UNESCO. WHC. 2002. Summary Record of the 26th session of the World Heritage Committee(WHC-02/CONF.202/INF.15,) , p.93.

UNESCO. WHC. 2015. Rules of Procedures, 2015ver.

UNESCO. WHC. 2018 State of conservation of properties inscribed on the World Heritage List (WHC/18/42.COM/7B).

UNESCO. WHC. 2018 Addendum State of conservation of properties inscribed on the World Heritage List (WHC/18/42.COM/7B.Add).

UNESCO. WHC. 2018. Evaluations of Nominations of Cultural and Mixed Properties (WHC/18/42.COM/INF.8B1).

UNESCO. WHC. 2018. Addendum Evaluations of Nominations of Cultural and Mixed Properties

(WHC/18/42.COM/INF.8B1.Add).

<ウェブサイト>

文化遺産オンライン. 世界遺産条約作業指針日本語訳

<[http://bunka.nii.ac.jp/special\\_content/hlink13](http://bunka.nii.ac.jp/special_content/hlink13)> 2018年9月8日確認

(著者連絡先)

氏名：筈島大悟

住所：〒305-8571 茨城県つくば市天王台 1-1-1 共同研究棟 A 筑波大学大学院人間総合科学研究科世界  
文化遺産学専攻稲葉研究室

E-mail: [d15\\_osajima@heritage.tsukuba.ac.jp](mailto:d15_osajima@heritage.tsukuba.ac.jp)

2018年10月30日作成